

九州南西海域不審船事案と国際法

はじめに

I 事件の勃発

II 引き揚げに向けて

III 日中協議の妥結

おわりに

(資料) 2002年6月18日、在中国日本国大使館より行われた対外発表全文

はじめに

2002年3月6日、中国全国人民代表大会における記者会見の席上、記者の質問に答えて唐家璇外交部長が声を上げた。「中国側は(中略)、日本が中国側の排他的経済水域において軽率に武力を使用し、当該船舶を撃沈したことに対し、強い不満を表明した。(中略)我々は、日本が中国側の権利と本事件に対する関心を尊重し、状況を更に悪化させ、更に複雑化させる可能性のある行動を再度とらないよう主張している。」中国として、「状況の悪化と事態の複雑化」をもたらしかねない「引き揚げ」を望まない旨を対外的に明らかにした瞬間である。しかし、この発言の7カ月後に当たる同年10月、「中国海洋報」は、この不審船の引き揚げが「争いごとを妥当に解決し、排他的経済水域において発生する可能性のある事件を処理するための例示を確立した」と高く評価する論評を掲載した⁽²⁾。この間、我が国は不審船事案の全容解明のため、5月1日から8日まで有人潜水調査を行い、6月25日から9月14日にかけては中国側の協力の下、船体等の引き揚げを成功裡に実施している。2002年を通じて本件不審船事案は大きく報道され、発見された大量の武器、特殊な船体構造、携帯電話を含む様々な証拠物については詳細が報じられてきているが、引き揚げに対する中国側の理解と協力を得るために日中間で累次に亘り行われた協議については深く論じられてはこなかった。本稿では、この日中協議の場で論じられた国際法上の論点を概観することを通じて、最終的に中国側からも高い評価を得ることとなった不審船事案の処理を振り

返ることとしたい。

尚、筆者は、不審船事件発生当時の外務省条約局法規課長として、また、2002年4月以降はアジア大洋州局中国課長として、本事案の国際法上の評価及び中国との交渉に関与したものであるが、本稿は、筆者個人の責任において執筆したものであり、質問主意書に対する答弁書及び対外発表等の直接引用を除き、本稿に述べられた見解は政府又は外務省の見解を代表するものではない。

I 事件の勃発

1. 事案の概要

2001年12月22日未明、海上保安庁は防衛庁からもたらされた情報を受け、奄美大島北西海域に於ける不審な外国漁船の追尾を開始し、同日12時48分、巡視船いなさが現場に到着し、漁業法に基づく立入検査のために同船の停止を求めた。ところが、当該船舶は停船命令を無視して航走を継続したため、14時36分、巡視船より警告の上、威嚇射撃を実施。しかし、これらの警告及び威嚇射撃によっても、当該船舶は停船せず、日中中間線を通過。16時以後、巡視船いなさ及びみずきが、威嚇のための船体射撃を実施。22時09分に至り、当該船舶を巡視船2隻が挟み込み逃走阻止を図ろうとしたところ、同船から自動小銃及びロケットランチャーのようなものによる攻撃があり、巡視船あまみ、きりしま、いなさが被弾、海上保安官3名が負傷。これに対して巡視船いなさが正当防衛のための射撃を実施したところ、同船は爆発して沈没した。⁽⁴⁾

2. 事案発生段階での検討

以上の事案が発生している段階で、政府部内では様々な連絡と検討が続けられた。

第一に、我が国の排他的経済水域内で停船命令を無視して逃走する不審な外国漁船に対して威嚇射撃を行うことが可能か、との点である。この点については、海洋法に関する国際連合条約（以下、国連海洋法条約）第73条1の規定に基づき、沿岸国としては排他的経済水域において生物資源を探查し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、関係法令の遵守を確保するために必要な措置をとることができることが確認された。この必要な措置には、無許可で活動する漁船等を停船させることが含まれ、これらを実施するために必要やむを得ないときは、信号等による警告を行う等所要の条件が満たされることを前提に、合理的な限度で武器を使用することが許されると判断された。⁽⁵⁾

第二に、停船命令を無視して逃走を続ける船舶を排他的経済水域の限界を超え

て「追跡」することが可能かという点である。我が国の排他的経済水域及び大陸棚法第1条によれば、東シナ海に於ける我が国の排他的経済水域は、日中中間線までの水域とされている。したがって、この不審な外国漁船を日中中間線を越えて「追跡」するためには、国際法上の根拠が必要となる。排他的経済水域からの追跡権の行使については、国連海洋法条約第111条2に規定されており、自国の排他的経済水域において、外国船舶がその排他的経済水域に適用される沿岸国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、その外国船舶がその旗国または第三国の領海に入るまで追跡を行うことができるとされている。したがって、我が国の排他的経済水域で漁業法違反を犯し逃走する船舶に対して「追跡」を行うことは当然可能であり、また、この追跡に伴い、信号等による警告を行う等所要の条件が満たされることを前提に、必要かつ合理的な限度で武器を使用することは許されると判断された⁽⁶⁾。

3. 不審船の沈没についての検討

しかし、12月22日の検討は「追跡」の適否のみには留まらなかった。同日深夜の「不審船沈没」という事態の展開が、さらなる検討を余儀なくしたのである。本件沈没については、引き揚げ後の調査によって、何らかの爆発物による自爆の結果もたらされたと考えられることが明らかになったが⁽⁷⁾、事件勃発段階では自沈の可能性も含め沈没原因は不明であり、日本側船舶による正当防衛射撃の結果沈没した可能性も排除できなかったためである。この点に関しては、船舶追跡中の事件に関する国際的な先例との比較検討が行われた。すなわち、酒類密輸容疑で米国沿岸警備隊に追跡・射撃され沈没したカナダ船舶アイム・アローン号事件（1935年に英米合同委員会最終報告）⁽⁸⁾、追跡中にデンマーク警備艦の射撃により被弾損傷した英国船舶レッド・クルセイダー号事件（1962年）等に係る国際判例及び公海上に於ける識別不明の船舶に対する接近権と臨検についての判断が示されたマリアンナ・フローラ号事件（1826年）、エル・ドン号事件（1985年）、武器の使用についての判断が示されたサイガ号事件（1999年）等との関係が検討されたのである⁽¹⁰⁾。このような検討の結果、今回の不審船事案のように、度重なる停船命令を無視して逃走する船舶を追跡する過程で、信号等による警告を行う等所要の条件を満たした上で、必要かつ合理的な限度で武器を使用することを禁じる国際法上の法規は存在しないことが改めて確認された⁽¹¹⁾。

4. 中国側の懸念と日本側の対応

不審船事件勃発後、中国外交部スポークスマンは北京において、沈没した船舶が中国の船舶ではないことを確認する一方で、「日本が国籍不明の船舶を追跡する過程で武力を行使し、当該船舶が中国の経済水域内で沈没したことについて重大な関心を表明する」旨述べた⁽¹²⁾。このような中国側の懸念に應えるため、12月25

日、東京で開催された海洋法問題に関する日中協議の冒頭、日本側より事件の全体状況についての説明を行った。日本側説明の要点は、海上保安庁巡視船の当日の行動は、停船命令、警告、威嚇射撃、追跡のいずれをとっても国連海洋法条約に従った適法なものであり、排他的経済水域において適用される法令の違反取締りのために認められる警察行動の一環であるという点にあった。したがって、日本側法執行船舶による射撃は、国連憲章第 2 条が禁止する「武力の行使」には該当せず、中国側の懸念は当たらない旨を説明したのである。

このような日本側の説明は、その後も中国側懸念が示される度に行っていたが、必ずしも全ての中国側関係者に周知するには至らなかったことが、冒頭の中国外交部長発言により明らかとなった。しかし、この発言直後に、竹内外務事務次官から中国側に対して、海上保安庁巡視船の行動が「主権国家、法治国家として当然の対応であり、決して軽率なものではない」旨反論していたことが報道され、⁽¹³⁾その後は中国側から公の場において「軽率な武力行使」という非難が繰り返されることはなかった。

II 引き揚げに向けて

1. 直面した課題

不審船事件の勃発を受け、事実関係解明のための捜査を進める上で直面した問題が、中国との間の調整である。不審船の沈没現場は、我が国が事実上中国の排他的経済水域として扱っている海域であり、国連海洋法条約上、沿岸国が海洋環境に関する管轄権及び天然資源に関する主権的権利を有している水域であったためである。現場海域では事件勃発直後より、沈没している不審船の船体その他の証拠物保全のために、海上保安庁巡視船による警戒が続けられており、その結果、自由な操業ができなくなった中国漁民から強い不満が中国政府に対して示されていた。仮に船体を引き揚げる場合には、沈没位置の特定のための調査を行った上で、船体引き揚げの可能性を判断するために必要な情報を入手することを目的とした有人潜水調査を行い、技術的に可能と判断される場合には、現場海域の天候状況を見ながら、⁽¹⁴⁾実際の引き揚げ作業に着手するという手順が必要とされた。即ち、現場海域での警戒期間の長期化に伴う漁業生産への影響拡大、更には引き揚げ作業に伴う油漏れ等がもたらす海洋汚染の可能性等、沿岸国が有する主権的権利及び管轄権との間で適切な調整を行うことが必要となったのである。

国連海洋法条約上、各国は他国の排他的経済水域において権利を行使するに当たって、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うとともに、沿岸国が制定する法令を遵守することが求められている（第56条、第58条3）。したがって、中国側

との調整をはかる上では、この不審船を引き揚げる事が我が国の権利であることを明らかにすることが先決的に必要な課題となった。つまり、他国の排他的経済水域として扱っている海域において、海洋汚染等の危険性を有する沈没船の引き揚げを行うことが自国の権利であると主張することを可能とする国際法上の根拠を見出すことが、我が国が直面する最大の課題となったのである。

2. 引き揚げに関する国際法

この国際法上の規則を見出す作業は至難を極めた。それは、通常沈没船の引き揚げは座礁船舶の処理や財宝目当ての引き揚げ等を目的とする民間事業者の手によって行われており、国家が自国の領海外で船舶の引き揚げを実施した事例が殆ど存在していない、すなわち国際的に十分な国家実行例が積み上げられていないことが一因と考えられる。我が国政府が過去に検討した事例も、軍艦その他の公船を引き揚げられる場合には、本国政府の同意が必要であるとの立場を一貫してとっているという点以上のもではなかった。

他方、このような検討を通じて、逆に明らかになってきたことは、民間船舶が公海で沈没した場合に、当該船舶の引き揚げそのものを規制する国際法上の規則は存在していないとの点である⁽¹⁵⁾。したがって、そのような事案の場合に、我が国が国内法令の違反に関する刑事捜査の一環として、所有者不明の沈没船を引き揚げたとしても、国際法上の問題が生じることはなく、その国際法上の根拠を敢えて求めるとすれば、「公海の自由」に帰着するものと考えられた。

3. 政治的働きかけ

政府部内で国際法上の論点についての検討が続けられる中、中国との間では高いレベルからの政治的な働きかけが行われた。

2002年4月、国交正常化30周年を記念して訪日した李鵬全国人民代表大会常務委員長に対して、川口外務大臣より、日本国内では不審船引き揚げを主張する声が大きいかを紹介しつつ中国側の理解を求めた。これに対して、李鵬委員長からは、「不審船問題に対する日本国民の高い関心については理解している。本件については国際法及び国内法に照らし、双方が受け入れ可能な方法を見出すべきである。本件につき自分は前向きな態度を持っている。」との見解が示された。同委員長は、訪日期間中、小泉総理に対しても、不審船の問題については関係部門が協議を行うことにより、日中双方が共に満足する解決方法を見出していくべきであるとの見解を示している。

さらに、同月、中国海南島を訪問し第1回ボーアオ・アジア・フォーラムに出席した小泉総理は朱鎔基総理との間で会談を行い、不審船問題を政府首脳間で提起した。この会談で、朱鎔基総理からは、「中国政府としては、国際法と国内法に基づき、日本側との話し合いを通じて不審船の問題を解決する考えである。外

交当局は既に話し合いを始めており、この協議は冷静に進められるべきである。この問題は必ず解決できると自分は信じている」との見解が示された。この会談を通じて得られた「冷静な話し合いを通じて双方満足のいく解決を求める」という首脳レベルでの合意を実現するための政府間協議が、爾後続けられることとなったのである。

III 日中協議の妥結

不審船の引き揚げに向けた日中間の協議は、2002年4月中旬以降、総理の靖国神社参拝及び瀋陽総領事館事件という日中間の政治案件の発生にもかかわらず断続的に行われ、6月18日の妥結に至るまで計6回の会合が開催された。この一連の協議は、有人潜水調査実現に向けた2回の会合と、同調査の結果を得て、船体の引き揚げそのものを目指して行われた4回の協議に分けることが可能であるが、潜水調査及び引き揚げのいずれについても議論された論点はほぼ共通している。本稿では、6月18日に日中間で口上書を発出して確認した内容に沿って、協議の概要を紹介することとしたい。尚、この口上書の内容については、協議妥結に当たり行われた対外発表において明らかにされているところであるが、参考のために末尾に資料として掲載する。

1. 調査・引き揚げの根拠

4月の第1回会合に臨んだ中国側の姿勢には極めて厳しいものがあつた。前年12月末の海上保安庁巡視船の行動に対する強い疑念が改めて示されたほか、事件発生以来日本側巡視船が現場に複数展開していることについて、中国側漁民が伝統的漁場で操業できない、中国側法執行船舶の活動が妨げられている等の不満が示され、日本がこのような状況を長期に亘って継続し、さらには潜水調査・引き揚げまで行おうとすることについての国際法上の根拠を質してきたのである。

日本側からは、前年12月の巡視船の活動は国際法及び国内法に従った適法なものであること、事件発生以来、日本側巡視船が現場に複数展開しているのは、沈没した不審船の現状を維持し証拠を保全するための措置であることを説明し、さらに、潜水調査及び引き揚げについては、仮に公海であれば、我が国が刑事捜査の一環として、当該作業を行うこと自体は何ら問題なく認められる行為であるところ、沿岸国は排他的経済水域において自国の権利を行使するに当たっても、この「公海⁽¹⁷⁾の自由」に帰着する他の国の権利に妥当な考慮を払うべきである、との議論を展開した。

我が国巡視船の現場展開、潜水調査、船体引き揚げの国際法上の根拠は何かという論点は、累次協議を通じて繰り返し議論されたが、最終的には、国連海洋法

条約の規定に基づき、海洋利用国は自国の権利を行使するに当たり沿岸国の権利に妥当な考慮を払う、沿岸国も自国の権利を行使するに当たり海洋利用国の権利に妥当な考慮を払う、との考え方を口上書の冒頭に条文を引用する形で記述することによって、決着をみることとなった。即ち、潜水調査及び引き揚げを我が国の権利と認めた上で、日中双方が互いの権利に妥当な考慮を払うことを確認することによって、妥結を図ることとなったのである。

2. 国内法の適用

次に議論となったのが、中国国内法の適用という問題である。潜水調査及び引き揚げを実際に担当したのは、海上保安庁の委託を受けた日本の民間企業であり、中国政府としては、同企業から作業についての申請を求め、海洋汚染等に関する中国国内法令に基づき許可するという対応をとることも可能であった。他方、日本側としては、調査及び引き揚げは、我が国の国内法令の違反に関する刑事捜査の一環として行うものであり、他国の「許可」を得るという形態をとることは考えられないとの立場であった。ただし、我が国としても、国連海洋法条約が定める「この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する」ことは当然であり、沿岸国が有する権利及び義務に妥当な考慮を払うとの同条約の規定の確認についても異議は有していなかった（第58条3）。

日中協議の場では、以上の日中双方の立場が示された結果、中国国内法に基づく企業からの「申請」は求めない、他方、日本側からは、詳細な作業計画、警戒態勢等、中国側が検討を進めるに当たって必要とする情報を外交経路を通じて提供する、中国側はこのような情報提供を受けた後に検討を進め、日本側の調査・引き揚げに異議を唱えない、という形で決着が図られた。

3. 現場での日中協力

両政府間の共通認識の達成と同様に重要なことは、作業海域において日中双方の公船の間で協力を確保することにあった。特に、事件発生直後より、複数の海上保安庁巡視船が現場に展開し続けたことによって正当な法執行活動が阻害されているとの不満を有していた中国側公船との間で、相互信頼に基づく協力関係を構築することが急務であった。6月18日に日中間で交換された口上書では、この点について詳細に記述し、作業の開始・終了時期、作業船の隻数、警戒船舶及び航空機の数についての調整をはじめとして、中国の法執行船舶に対する協力、現場海域に於ける連絡窓口の設置等につき日中間の認識が一致したことを確認している。

また、現場海域を伝統的な漁場としている中国漁船に対する協力要請をどのように進めるかも協議の場での課題となった。有人潜水調査及び引き揚げを行うに当たっては、水面下約100メートルの海底に大気圧潜水士を降下させる必要があ

ったが、万が一にも漁船或いは漁網が潜水士と母船とを繋ぐケーブルを切断するようなことがあれば、直ちに人命に関わる事故を発生させかねない状況にあった。円滑かつ安全な作業を確保するためには中国漁船が現場海域に接近することを防止する必要があることについて、日中双方の認識は一致していたが、その一方であまりに多数の日本側警戒船舶が現場に展開することに対しては中国側として強い留保があった。協議の結果、中国漁船の接近制限は全て中国側が責任をもって行うこととなり、日本側は右に協力することとした。口上書に記された「(中国の法執行船舶による) 監督・管理に日本側は協力する」とは、まさにこの点を踏まえたものである。⁽¹⁸⁾

4. 環境問題への対処

沈没船引き揚げを行うに当たり常に問題となるのが海洋汚染の危険性であり、今回の不審船引き揚げに際しても、水中において漏油のおそれのある箇所を閉鎖する等、油の流出を防止するため十全の措置をとることとしていた。また、引き揚げに当たっては、環境への影響を発生させないために、海底の泥や砂の巻き上げを最小限にするための措置をとることとしていた。しかし、中国側としては、環境対策として如何に万全の措置をとろうとも、汚染が発生する可能性が完全に排除される訳ではないことに鑑み、仮にそのような事態となった場合には、日本側が補償を行うことを口上書中に明記したいとの立場であった。この点についても、環境に対する安全性を主張する日本側と、万が一の事故の場合の補償の明記を主張する中国側との間で議論が重ねられたが、「仮に汚染が生じた場合には、日本側は国際法に従って対応する」旨を明記することで決着をみた。

5. 中国漁民の不満

不審船引き揚げに向けて残された最大の課題が、現場海域で操業できない状況が長期化している中国漁民の不満にどのように対応するか、との点であった。「事件発生後半年を越えても日本側巡視船は一向に立ち去る気配を見せず、さらに警戒海域を広げて本格的な引き揚げに着手するとの状況をどのようにして地方の漁民に説明するのだろうか」、中国漁業監督当局者が日中協議の場で行った発言には切実なものがあった。日本側としても、中国漁民が現場海域周辺での例年の操業を自粛し、当該海域からの回避行動をとっていることについては、日本の犯罪捜査活動に対する協力として高く評価していたところであったが、6月中旬までの協議の過程でこの問題についての結論を示すことは現実問題として不可能であった。したがって、中国漁民の操業に影響が生じていることについては、日本側として「中国側の要求を引き続き真剣に検討し、できるだけ速やかに誠意をもって対応する」ことを口上書に明記することによって、継続協議の形で両政府間の妥結を図ったのである。

この漁業問題に関する日中間の協議は、引き揚げ作業開始後の7月に開始された。日本側の一連の活動が中国漁民の操業に与えた影響の評価については、日中間の隔たりが大きく、協議は累次に及んだが、最終的に引き揚げ作業終了の3ヶ月後、事件発生後1年となる2002年12月28日、中国政府が関係するすべての中国漁民を代表して受領することを前提に、同政府に対して総額1億5千万円を捜査協力金として支払うことで決着し、同日、文書（「討議の記録」）によってこの旨を確認した⁽¹⁹⁾。

おわりに

日中協議の妥結は、口上書交換の翌日である6月19日、タイで行われた日中外相会談において川口外務大臣と唐家璇外交部長の間で確認され、政府は、協議の妥結を受け、同21日の閣議において不審船引き揚げの着手を正式に決定した。実際の引き揚げ作業は、7月に連続して発生した台風等の影響を受け長期化し、船体の回収は9月11日、全ての作業船舶が現場を離れたのは同14日となった。この船体引き揚げによって、小型舟艇をはじめとする特殊な構造をもつ工作船の実態が物証として得られると共に、武器類、電子機器類等の重要証拠物が多数確保できたことは既に報じられているとおりである。⁽²⁰⁾

仮に将来、他国の法執行船舶が不審船を追跡する形で我が国の排他的経済水域に入り込み、同水域で不審船が沈没するという事案が生じた場合、我が国世論がどのように反応するか、また、仮に当該他国の巡視船艇が長期に亘り我が国の水域内に複数展開し、漁民の不満にもかかわらず引き揚げを行おうとするような事態において、我が国の論調がどのようなものとなるか、筆者には予測し難い。そのような意味において、今回中国側が一貫して、冷静な法的議論を積み重ねることによって問題を解決するとの基本方針に従った対応を堅持したことについては、高い評価が与えられるべきであろう。最後に、中国側において交渉の任に当たった外交部アジア司及び条約法律司、農業部漁政監督管理局、交通部海事局並びに国家海洋局の関係者の理解と協力に対して深甚なる謝意を表し、本稿を了えたい。

（資料）2002年6月18日、在中国日本国大使館より行われた対外発表全文

不審船の引揚げ問題に関し、6月18日、日本側（在中国大使館）より中国側（外交部）に対して口上書を発出し、これに対し中国側より引揚げ作業に対する理解が示されました。

口上書の内容は以下の通りです。

1. 国連海洋法条約第58条 3 は、「いずれの国も、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この部の規定に反しない限り、この条約及び国際法の他の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守する」と規定している。また、同条約第56条 2 は、「沿岸国は、排他的経済水域においてこの条約により自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、この条約と両立するように行動する」と規定している。このような認識に基づき、日本側は、中国側が国連海洋法条約上自国の排他的経済水域に対して主権の権利及び管轄権を有していることを承認している。

2. 以上の認識を前提として、中国側としては、同条約及び国際法の他の規則に従って制定されている関連の中国国内法に照らし、日本側が然るべきプロセスを踏んだ後に、日本側による今回の船舶の引揚げに異議を唱えないことを、日本側は希望する。

3. さらに、日本側は、中国側より指摘された諸点について以下の立場を表明する。

(1)引揚げ作業の開始・終了時期及び作業船の隻数に関しては、中国側に事前に提出し、中国側が速やかに回答することを希望する。

(2)警戒船舶及び航空機の数に関しては、双方の協議を通じて確定する。

(3)中国の法執行機関の船舶は、当該海域で国連海洋法条約並びに同条約及び国際法の他の規則に従って制定されている関連の中国国内法に基づき監督・管理を行う。そのような監督・管理に日本側は協力する。

(4)日本側は、作業期間中、同作業により海洋環境の汚染がもたらされないことを確保するため、必要な措置をとる。仮に汚染が生じた場合には、日本側は国際法に従って対応する。

(5)日本側は、引揚げ作業の進捗状況及びその結果につき、これまでと同様、中国政府に対して通報を行う。

(6)作業終了後、日本側のすべての船舶は直ちに現場を離れ、当該海域の正常な状態を回復する。

(7)日本側は、不審船事案に係る我が国による真相究明活動の円滑な遂行に関連し、中国漁民の本件事案発生時から引揚げ作業終了までの間における当該海域での操業に影響が生じていること等につき、中国側の要求を引き続き真剣に検討し、出来るだけ速やかに誠意をもって対応する。

(8)日本側は、当該海域の現場において、両政府間の連絡窓口を設けることを提案する。

- (1) 「中国外相、不審船引き揚げで日本を牽制」『朝日新聞』（2002年3月7日付）。
「唐家璇外交部長の記者会見（全文）中国中央テレビ3月6日＝RP」『RP中国ニュース特別号』2002年3月7日、4頁。
- (2) 陸儒徳「国家海洋權益不容侵犯」『中国海洋報』2002年10月8日。
- (3) 2002年10月14日、政府は本件不審船を北朝鮮の「工作船」と特定した（海上保安庁ホームページ、www.kaiho.mlit.go.jp）。尚、本稿では、事案名である「九州南西海域不審船事案」を用いる関係上、「不審船」との表記で統一している。
- (4) 海上保安庁「九州南西海域不審船事案への対応について」『海上保安庁ホームページ、www.kaiho.mlit.go.jp』2001年12月25日。
- (5) 内閣衆質154第1号「衆議院議員金田誠一君提出九州南西海域不審船事案への対処に関する質問に対する答弁書」『官報（号外）—衆議院会議録第11号（1）』（2002年3月6日）27-28頁。
- (6) 内閣衆質154第156号「衆議院議員金田誠一君提出九州南西海域不審船事案での威嚇射撃における事実関係の改ざんに関する質問に対する答弁書」『官報（号外）—衆議院会議録追録』（2002年9月26日）116-117頁。
- (7) 海上保安庁「九州南西海域における工作船事件の捜査状況について」『海上保安庁ホームページ、www.kaiho.mlit.go.jp』2002年12月6日。
- (8) 村上啓造「追跡権—アーム・アローン号事件」『別冊ジュリスト—国際法判例百選』第156号（2001年4月）92-93頁。
- (9) 中村洸「事実審査—レッド・クルセイダー号事件」『同上書』158-159頁。
- (10) 古賀衛「排他的経済水域における商行為—サイガ号（No.2）事件」『同上書』88-89頁。
坂元茂樹「国際法からみた「不審船」事件」『世界』第699号（2002年3月）20-25頁。
- (11) 漁業法に基づく停船命令違反を根拠に排他的経済水域からの追跡を行うことに対する批判も存在している。田岡俊二「不審船撃沈事件の法的疑問」『世界の艦船』第594号（2002年4月）148-151頁。
- (12) 「事件処理で中国側權益の尊重を—不審船事件で外交部—中国中央テレビ12月25日＝RP」『RP中国ニュース別冊』第14625号（2001年12月26日）。
- (13) 「法治国家として不審船銃撃は当然」『朝日新聞』（2002年3月9日付）。
- (14) 『第154回国会衆議院安全保障委員会議録』第4号（第1類第123号、2002年4月2日）12-13頁。
- (15) 『第93回国会衆議院決算委員会議録』第2号（第1類第16号、1980年10月20日）10頁。
- (16) 山本草二「沈没外国船の引き揚げとその所有権」『法学教室』第4号（1981年1月号）61-65頁。なお、筆者は、2002年2月、有吉留美事務官（外務省条約局法規課）とともに山本草二国際海洋法裁判所判事と懇談し、来るべき中国側との協議の場で「公海の自由」に立脚して引き揚げの「権利」を主張することについて相談した。また、仮に日本側による「公海の自由」の主張と中国側の「排他的経済水域に対する沿岸国の主権的権利・管轄権」の主張が全く対立してしまった場合の考え方について助言を求めたところ、同判事からは、「権利又は管轄権が沿岸国又はその他の国に帰せられていない場合」として国連海洋法条約第59条に定める「紛争」となるのだろうとの示唆を得た。筆者は、仮に日中協議が完全に膠着状態に陥った場合には、この示唆を提起しようとしていたものであるが、右に至ることなく中国側の理解が得られたことは、本文の通りである。政府間交渉の支えとなる助言を頂いた山本草二判事に対し、

この場を借りて深く感謝申し上げる。

- (17) 国連海洋法条約第87条に定める「公海の自由」が排他的経済水域にまで及ぶ点については、同条約第58条1に規定がある。また、同項は、「この条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用の自由」についても、排他的経済水域において享有されることを定めている。即ち、排他的経済水域においては、同条約第56条に規定する一定の分野について沿岸国が主権的権利及び管轄権を有するが、これらの分野を除けば、基本的に公海におけるのと同様の「公海の自由」が排他的経済水域に及ぶとの立論を行ったものである。
- (18) 「不審船の潜水調査海域一びたりと中国監視艇」『読売新聞』(2002年5月1日付)。同記事を含め一部本邦紙には、「中国艦船が調査・引き揚げ作業を監視」と報道するものもあったが、実際には、中国側公船は中国漁船の接近制限、回避行動の指導を目的として現場海域に展開していたものである。なお、一連の作業を通じて、日中両当局間の連絡・調整が極めて円滑に行われたことについては、双方から高い評価が与えられている。
- (19) 「工作船引き揚げ『協力金』で1.5億円、日中が合意」『毎日新聞』(2002年12月27日)。
- (20) 海上保安庁「九州南西海域における工作船事件の捜査状況について」『海上保安庁ホームページ、www.kaiho.mlit.go.jp』2002年12月6日。

筆者は、2001年度及び2002年度、早稲田大学法学研究科において、「国際法特殊研究」を担当し、優秀な学生に接すると共に、実務の中では得られない新しい視点に立った議論に参加する機会に恵まれた。実務家である筆者にこのような機会を与えて頂いた島田征夫教授をはじめ法学研究科のスタッフの方々に改めて深く感謝申し上げたい。